

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年10月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1809号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第2 （第2条関係） 準へき地学校		別表第2 （第2条関係） 準へき地学校	
所在地	学 校	所在地	学 校
長岡市	小国小学校	長岡市	小国小学校
(略)	(略)	<u>柏崎市</u>	<u>第五中学校</u>
		(略)	(略)

附 則

この規則は、平成29年11月6日から施行する。